

不慮也アル事候在リ者働組令ノ受取ノ下ニ
留シカシムルコト

4 低率ナル事候在リ建案ナルコトヲ以テ
強要スルコト

ノ追加率カレテ採決ノ結果ニテ追加レ可快
ニ組合連動匠通運動技令撤廢ノ件

廣田 杉 謹 明

(説内実既般ノ通り)

採決ノ結果存案此ノ可快

筆名ニ動檢トシテ中野文圃汚働ヲ提出ノ

名古座地方警察方意ノ汚働運動ニ對シ以テ

警察方ヲ濫用シテ圧迫スルヲ内務大臣及治安

縣知事ニ決議文ヲ交付セルノ件

高岡山 汚働組合ヲ提出スル

「岡山縣ハ警察長外四司令ヲ設ケ来ル六月一日ヨリ

實施スルコトナリテ此ルカ来シテ汚働運動ノ圧迫スル

元ノナルニ依リ斯ル採決ヲ濫用セサル採内務大臣

及岡山縣知事ニ決議文ヲ送ルノ件

ノニ案ヲ採決シ起テ委員ニ鍋山貞親中尾某

山田義房分ニ在リ採決ヲ既決議文ヲ草稿ヤメ

内務一致可快レ尚内務大臣ニ在テ東京ノ加盟組合

員佐々木シロ松尾某 坐子健太山田文男及中尾

勝丈ノ姓名ヲシテ携行セシムルコトナリ

(治安縣知事ノ宛)

従来治安縣下ニ於ケル官廳者局カ合法的汚働運

動ニ對シテ不占ノ迫害ヲ加ヘ来リシコトハ既ニ周知ノ